

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改 正 案	現 行
<p>第四十九条の二（略）</p> <p>2 組合又は連合会は、事業年度ごとに、法第五十八条の三第六項に規定する貯金者その他の信用事業の利用者が当該組合又は連合会及びそれらの子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。</p>	<p>第四十九条の二（略）</p> <p>（新設）</p>